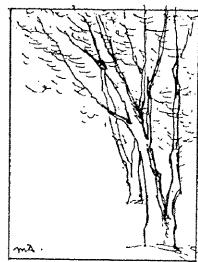


# 大学入試制度と高校教育（上）



佐々木 享

## はじめに

国公立大学の入学試験が今年から大幅に変わった。三月五日に

名古屋大学教育学部で講演したR・P・ドーア教授は、冒頭に、  
国立大学入試の二次試験の日取りは一年以上も前から決まつてい  
る（正確にはいつたん七七年六月三〇日付通達で三月三日からと  
され、共通一次テストの日取りの変更とともに七八年一月三〇  
日の通達で三月四日からと変更された）のに、朝日新聞は前日行  
なわれた国立大学の入試があつたことをトップ記事にしている、  
と述べて近年のわが国の学歴病に怨れた。ドーア教授の指摘にま  
つまでもなく、ここ一、二年、マスコミは徹底して大学入試制度  
改革の動きを追ってきたことができる。ところで、こうし

たマスコミのあり方をよりかえってみると、今次の入試制度改革  
に関する教育学的な研究は、改革された第一回の入試が終わつた  
今日なお意外に少ないようにおもわれる。

大学入試制度研究については、高校教師・大学人自らがその渦  
中にゐるために、当該の問題 자체を研究の対象として客観化する  
ことに困難がともなうという教育学全般に共通する問題がふくま  
れていますことは否定できない。いわゆるエッセイ風の論評が多い  
のにくらべて、今日的社會事象を対象化することに比較的手馴れ  
ている一部の教育社会学者を除くと、教育学の分野からの今次の  
大学入試制度改革に関する発言が少なかつた理由のひとつもここ  
にあるようにおもわれる。また、七七年三月の研究会において大  
田堯は、今次の改革は「国大協という大学の連合体の提案であ

り」「大学自治という形をとっている」ので、「あまりつき廻すということ」は大学自治というものをいじり廻すということになるといふ少のためらいがあつたのではないか」と「推察」している。そして、実施決定にいたるまでの一連のプロセスをかなり詳細に追つてみせて、「どうも国大協がイニシアを取つたといふよりも、文部省の筋に乗せられたといふうに判断せざるを得ない」「そういう意味では、これを批判する側も、何も遠慮する必要はなかつたのではないか」と述べている。

今次の入試制度改革が文部省主導のもとにすすめられたものであることは、今日では、他の研究者からも指摘されており<sup>(2)</sup>、また、実施にいたる途中経過も、推進に一役買つた文部省の大学入試改善会議のメンバーであった記者の手で簡潔にまとめられていて<sup>(3)</sup>。

今次の大学入試制度改革批判にためらいや遠慮があつたのかどうかは承知しないが、改革はすでにはじまつたのだからあとは少しでも改善をめざすだけだというのではなく、抜本的改革を実効あらしめるためにも、今次改革の意義を科学的に探求することは必要であるようにおもわれる。

### 一、大学入試の学力検査科目と高校学習指導要領

わが国の大入試制度にはさまざまな特徴がみられる。入学の合否が、ごく一部の例外的事象を除くと、学力検査の結果のみによって決まるのもその一つである。また、これまで、その学

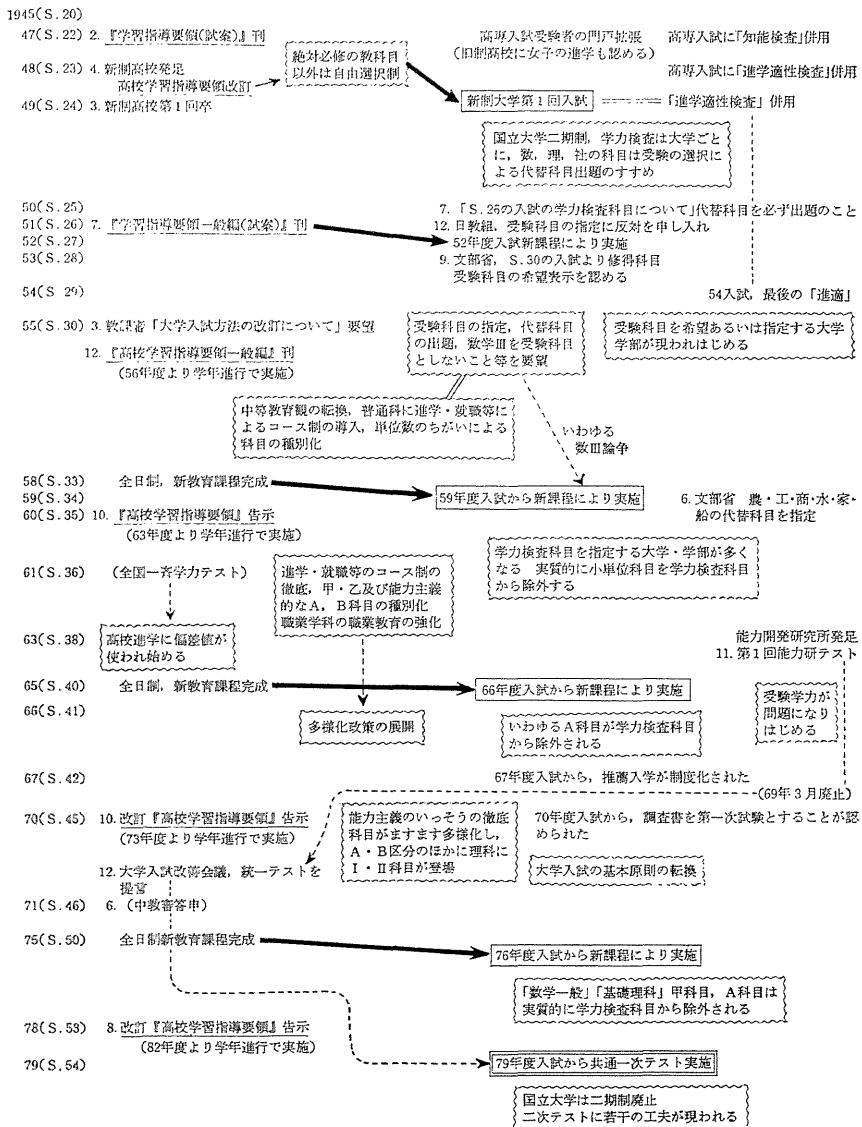
力検査問題の全部を個々の大学（私学の場合は学部）が個別に出題してきたこと、どの科目を出題するかが個々の大学・学部（または学科）に一任してきたこと、換言すれば個別の大学・学部（または学科）に「外部機関のテストをまったく利用していかなかつたこと」も、特徴の一つに数えてよいとおもわれる。今次の入試制度改革は、国公立大学について、この学力検査の実施方式の一部を、入試期日の一期二期制撤廃<sup>II</sup>一本化とさせた共通第一次テストの採用によつて変更したところに重要な特徴がある。共通第一次テストの採用にともなつて、第二次試験に面接、論文などをふくむ種々なうをこらす大学・学部が現われた。公表されている部分が多いので確言はできないが、第一次テスト、第二次テストをとおして、学力検査の結果が合否を左右するという大勢に変更はないようにおもわれる。

#### △補注▽

学力検査以外で合否に影響を与える要素としては、芸術系の大学・学部などの入試における実技の評価、私立大学の医学部・歯学部における多額の寄付金・納付金・学債など、近年一部の大学・学部にふえる傾向のある高校からの調査書を基礎資料とした推薦入学などが知られている。

ところで、大学入試の学力検査の教科・科目自体は、大学・学部が任意に設定するわけではなく、高校が現に行なつてゐる教科・科目つまり高校学習指導要領が規定してゐる教科・科目のなかから選び出される。学力検査問題の出題範囲やその水準も、基本

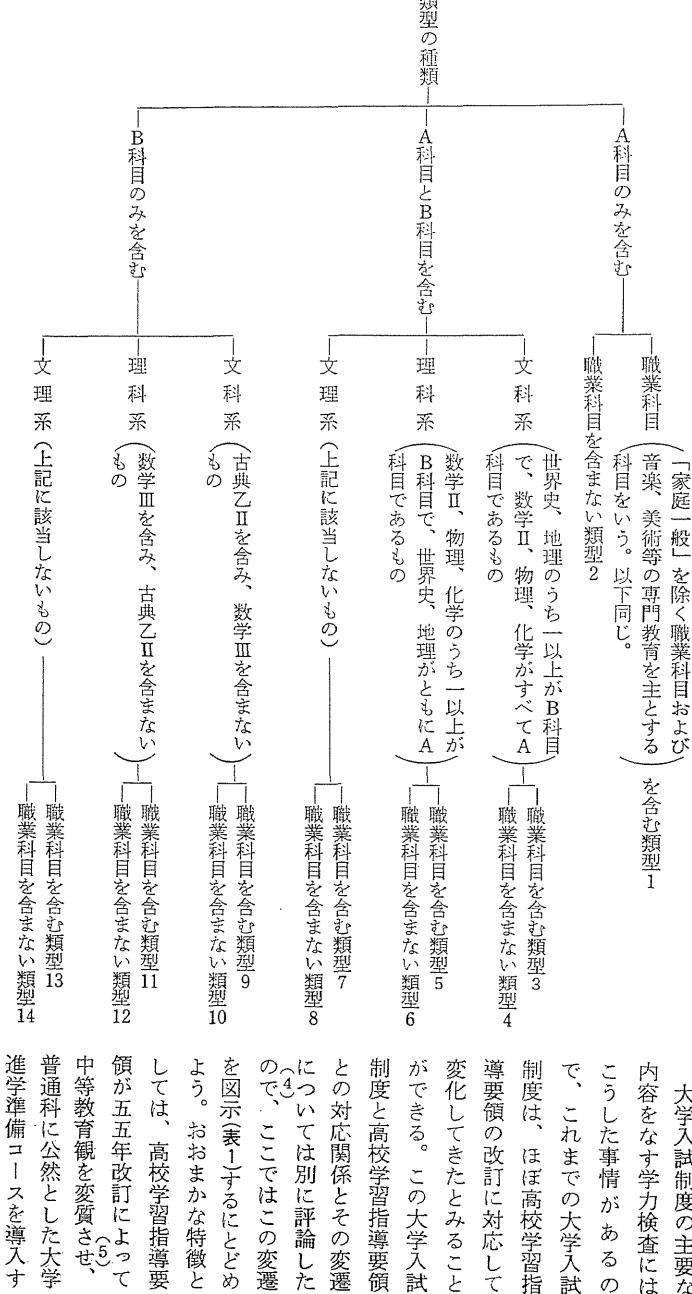
表1 高校学習指導要領と大学入試制度略年表



的には高校学習指導要領——具体的にはそれに準拠して編集されている高校の検定教科書の水準や範囲を逸脱しないことが要請されている。高校教育は学校体系上の位置づけや性格からみて大学

進学の準備課程ではなく、国民教育制度の一環とされているので、大学が自らの学部への進学準備課程を創出するというような自由は、私立大学の付属学校のような場合でさえも認められないものである。

表2 普通科の教育課程の類型



大学入試制度の主要な内容をなす学力検査にはこうした事情があるのと、これまでの大学入試制度は、ほぼ高校学習指導要領の改訂に対応して変化してきたとみることができる。この大学入試制度と高校学習指導要領との対応関係とその変遷については別に評論したので、ここではこの変遷を図示(表1)するにとどめよう。おおまかな特徴としては、高校学習指導要領が五五年改訂によつて中等教育観を変質させ、普通科に公然とした大学進学準備コースを導入す

るようになつてからは、大学入試制度も基本的にはこの大学進学

準備コースの教育課程に対応して変化したこと、これにともなつて進学コース以外のコースがスポイルされるようになつたことを

指摘することができる。

他方、どの教科・科目で学力検査を実施するかは、「大学入学者選抜実施要項」にそうという条件のもとで、個々の大学・学部にまかされているので、大学入試制度は、文部省の指示する「大學入学者選抜実施要項」が学力検査の教科・科目としてどのようなものを指定するか、またそれぞれの大学・学部が実際にどの教科・科目で学力検査を実施するかによって、進学希望者に大きな影響を与える。この点での近年の入試制度の特徴をおおまかにいえば、後述のように六六年度の「大学入学者選抜実施要項」が大学入試の学力検査科目からいわゆる甲科目、A科目を除外して以降、これら科目を実施している職業学科や普通科のうちの就職コースの生徒にとっては大学進学が著しく困難になつたことが指摘される。また、学力検査の教科・科目数の多少によって、進学を希望する高校生の学習計画——したがつてコース選抜が国公立大学向きと私立大学向きに大別され、さらにそれが文科系・理工系に大別されるようになつてゐる。大学入試制度については、こうした高校教育との関係で検討することが必要なのである。

△補注△

文部省『高等学校教育課程実施状況調査報告書・昭和四〇年度』(以下たんに、教育課程調査といふ)は、一九六〇年改訂

による教育課程の類型を表2のよう分類している。

## 二、能力主義教育政策と大学入試制度

一九六〇年に改訂された高校学習指導要領は、高校の教育課程構成面において能力主義教育政策を具体化するために、国語科の「古典」に甲・乙の区分を、また、社会科の「世界史」「地理」、数学科の「数学II」、理科の「物理」「化学」「外国語の「英語」に、それぞれA・Bの区分を設けた。このA科目・B科目の区分は、一九五五年改訂の学習指導要領にみられるようなたんなる単位数の違いではなく、目標・内容(水準や量)が互いに異なるものであつて、とくにB科目には「能力のあるもの」に受講させるべき科目という位置づけが与えられた。

この学習指導要領は一九六三年度から学年進行で実施に移され、全日制課程では六五年度に完成したので、これに対応して大学入試制度も六六年度入試から大幅に変更された。学科検査科目が改訂学習指導要領にそつて変更されたことはいうまでもないが、この場合、甲・乙およびA・Bの区分のある科目についてA、「化学A」、外國語科の「英語A」は学力検査科目から除かれたのである。こうして、甲・乙、A・Bの科目区分として現われた能力建立教育政策は、大学入試制度の面まで貫徹するにいたつた。

このような大学入試制度の改訂は、当然のことながら、高校教育と大学入試および大学教育にさまざまな矛盾をもたらした。

まず高校教育の面についていえば、甲・乙、A・Bの科目区分は、たんなる単位数の違いでないことはもちろん、設定の趣旨は「能力のない者が受けるべき科目」・「能力のある者が受けるべき科目」の区分であったかもしれないが、現実には大学入試の学力検査科目とそうでない科目という区分であることが明らかとなつた。この時期には大学進学希望者も増大しつつあったから、高校としては、生徒の「能力」の有無に関係なく、大学進学を希望する者には乙科目・B科目を軸として教育課程を編成せざるを得ない状況に追い込まれたわけである。また大学との関係で高校の教育課程をみれば、甲科目・A科目は等しく普通教育に関する科目ではあっても大学入試には関係のない科目である。このため、上級学校に進学できる学校（旧学制では中学校）だけが正規の中等学校であるという古い中等教育觀にそつてみると、乙科目やB科目を課さなければ正規の中等学校としての体面（？）を保てないという考え方が生まれることになる。こうして、有名大学をめざして受験準備教育に狂奔する普通科が乙科目・B科目を主軸とした教育課程を編成するだけでなく、「学力」が遅れている生徒が多く、したがつてやや水準が低く甲科目・A科目などの基礎的な事項を時間をかけて徹底して学習させたほうがよいような学校でも、乙科目・B科目を実施せざるを得ないような状況がつくり出された。<sup>△補注1</sup>

#### △補注1

前掲「教育課程調査」によると、普通科の類型別在籍生徒数は公立高校全日制の場合には表3のとおりであった。A類型の

教育課程を学習している者が極端に少ないとわかる。

職業学校にたいする影響はとくに打撃的であつたようにおもわれる。職業学科の教育課程構成は、多くの場合、全単位数の半分前後を専門教育の科目が占めるから、普通教育に関する科目は単位数の関係で甲科目・A科目をとらざるを得ない。職業学科の教育は卒業したら就職することを本来の目的としているから、普通教育に関する科目の単位数が少ないのは当然である。しかし、今日の高校教育という学校制度は、戦前の学校制度とは違つて單一の学校であり、そのため普通科と専門教育の学科などをともに对等な高校教育として位置づけている。したがつて、実際上の有利・不利は別としても、制度として、大学進学の面で普通科の卒業生と職業学科の卒業生とを差別的に扱うことは認められないものである。文部省としては、社会・数学・理科の学力検査科目の一部に職業に関する専門科目を代替科目として出題するよう指導しているとはいっても、実際上は代替科目を出題する大学・学部（あるいは学科）はきわめて稀であるから、学力検査科目から甲科目・A科目を排除して事實上職業学科を差別的に扱う挙に出たことは、戦後大学入試制度の歴史のうえでも稀にやる乱暴な措置であつたといわなくてはならない。<sup>△補注2</sup>

表3 類型の種類別生徒数(公立)

昭和40年6月30日現在 第3学年在籍者数

区分	分	計		男		女	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
全 日 制	計	559,375	100.0	283,746	100.0	275,629	100.0
	A類型	10,282	1.8	2,868	1.0	7,414	2.7
	類型1						
	類型2	226	0.0	—	—	226	0.1
	文化系	80,844	14.5	20,957	7.4	59,887	21.7
	類型3						
	類型4	3,603	0.6	1,543	0.5	2,060	0.7
	理科系	2,295	0.4	893	0.3	1,402	0.5
	類型5						
	類型6	294	0.1	129	0.1	165	0.1
	文理系	83,726	15.0	20,471	7.2	63,255	22.9
	類型7						
	類型8	46,949	8.4	23,138	8.2	23,811	8.6
	文科系	7,265	1.3	1,189	0.4	6,076	2.2
	類型9						
	B類型	13,627	2.4	7,621	2.7	6,006	2.2
	理科系	2,250	0.4	742	0.3	1,508	0.6
	類型10						
	類型11	4,469	0.8	3,786	1.3	683	0.3
	文理系	29,697	5.3	13,459	4.7	16,238	5.9
	類型12						
	類型13						
	類型14	273,848	49.0	186,950	65.9	86,898	31.5

表4 教科の単位数設定状況

	農業	工業		商業		水産		家庭	
		設定されている単位数の範囲	最も頻度の高い単位数	設定されている単位数の範囲	最も頻度の高い単位数	設定されている単位数の範囲	最も頻度の高い単位数	設定されている単位数の範囲	最も頻度の高い単位数
国語	9-15	9	9-12	9	9-17	9	9-11	9	9-18
社会	8-14	9	8-12	9	8-17	10	9-13	9	7-18
数学	7-16	7	8-18	11	7-15	9	7-12	9	7-12
理科	5-14	9	6-16	8	5-13	6	5-12	6	6-16
保健体育	9-11	9	9-11	9	9-12	9	9-10	9	8-11
芸術	1-6	2	1-6	1	1-8	2	1-2	1	1-8
外国語	3-15	9	6-15	9	3-21	15	7-14	9	3-15
家庭	2-46	30	1-26	2	1-20	4	2-20	9-13	16-55
農業	4-63	52	11-12	11-12	22	22	2-14	2	1-19
工業	2-40	2-4	19-57	49	2-4	2	2-10	3	—
商業	1-17	2	1-12	1-2	22-46	39	1-15	2	2-17
水産	1-6	2	5-45	5	—	—	3-55	48	3
普通科目計	44-82	53	49-73	56	48-80	60	49-61	53-54	46-84
職業科目計	32-66	54	35-62	49	25-51	39	33-59	51	32-58
特別教育活動	3-9	3	2-9	3	3-9	3	3-6	3	1-9
合計	90-120	108	102-120	111	96-120	102	91-117	108	94-117

前掲の「教育課程調査」によれば、職業学科の教育課程における教科の単位数設定状況は、公立高校全日制を例にとると表4のとおりであった。

△補注2▽

者選抜方法のうち、学力検査実施教科、科目等について」（文  
大大第一六九号）といふ通知によつて、以後、「学部・学科（教  
員養成学部にあつては主専攻）の事情によつては、……Bまた  
は乙の科目にかえて、Aまたは甲の科目を出題することができ  
る」という措置を認めるにいたつた。しかしこれは通知の文面か  
ら知られるように例外的措置であつて、実際にA科目・甲科目  
を出題する大学・学部は、文部省によれば昭和四五年度に私立  
大学・短期大学に数校あつたといわれるが、事實上はその後も  
ほとんどなかつたに等しいから、事態は本質的には変わらなか  
つたとみてよい。

他方、大学入試制度が高校教育課程に関する右のような能力主義教育政策に対応して変化したことは、大学入試の実際面にも複雑な影響をもたらすことになった。学習指導要領の建前からいえば「能力のある者」が学習しているはずの乙科目・B科目だけで

学科が乙科目・B科目であるから、進学を希望する高校生は「能力」の如何に関係なく、乙科目・B科目を履修している。また、職業学科や数は少ないが甲科目・A科目しか展開していない普通

おもわれるのに、大学側からみると、新入生の英語、理科等の基礎学力はむしろ低下しているのではないかという疑問が生まれてきたり、あるいは、入試で測定される学力は高い水準にあるようにみえるのに、その学力を実際面に活用する力は年ねん衰えていくという嘆きの声が出されてくるようになる。(こういう言い方は短絡的だという批判はこの際甘受することにするが、後年、国立大学が共通一次テストの実施に踏み切るにいたつた重要な理由のひとつが、文部省などの企図と異なつて、大学とくに国公立大学側が近年の新入生の「受験学力」の高さと裏腹の学習意欲の低さにたいする危機感にあつたことは、想起される必要がある。)

### 三、大学入試制度の基本原則の転換

ところで、高校教育課程と大学入試制度が右のように改訂され  
て暫くしてから、大学入試制度の目的（ないし原則） 자체が変更

科で学んだ者も、受験のさいは乙科目・B科目で学力検査を受けなくてはならない。こうして実際には、大学入試で測定される（測定しようとしている）学力は、外国语科についてひゆ的にい

されるにいたった。

大学入試に関する法令はきわめて簡明で、学校教育法では、第五十六条に大学入学資格を規定しているほかには、大学入試に関する特段の定めはない（高校、高専については、第四十九条に、入学に必要な事項は、監督庁が、これを定める、と規定されている）。

一般には、学校教育法施行規則第六七条に、「学生の入学・退学・転学・留学・進学の課程の修了及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める」とある規定が、大学入試の唯一の法的根拠とされている。この意味では、大学入学者の選抜は大幅に大學の自治にゆだねられているわけである。しかし、現実に個々の大学が好むところに従つて入試を実施したのでは高校教育をはじめとして影響は大きいので、文部省は毎年、原則として入試実施の前年に「大学入学者選抜実施要項」と必要に応じて出される関連事項を通達しており、各大学・学部は国公私立を問わず概ねこれに準拠して大学入試を実施している。（なお、通達が出されるに先立つて、その内容は「大学入学者選抜方法の改善に関する會議」△「大学入試改善会議」と略称する△の審議にかけられるのが一般である。筆者は改善会議設定の法的根拠を承知しないが、メムバーにくわわつたことのある黒羽亮一によれば、局長が任命する協力者によつて構成される。これまで、この大学入試改善会議の役割が表面に出たことはあまりなかつたようにおもわれるが、本稿で述べる大学入試制度の転換や共通一次テストの実施に関しては重要な役割を演じていることが注目される。）

この「大学入学者選抜実施要項」の冒頭には、長い間、大学入学者選抜の基本原則（あるいは三原則）と一般に呼ばれているつぎのような文章が掲げられていた。

「大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜するよう実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」

①公正かつ妥当な方法で、②できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜することと、③入学者の選抜によって高校教育を乱さないようにすること、の三原則のそれぞれをすべて満足させることの困難さ、とりわけ③の原則を守ることの難しさはさきにみたとおりであるが、六九年六月一日に出された「昭和四五年度大学入学者選抜実施要項」では、右の基本原則はつぎのように変更されたのである。

「大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力と素質のある者を公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする」

一見して從来の原則の①と②の順序が入れ替えられたことがわかる。文部省当局者は、この改正には、「単に修辞学的な意味での改正というよりは、大学教育を受けるに価する能力・素質をもつた者——大学教育適応者——を選抜するのが、大学入学者選抜の第一義的目標であり、その方法のみにとらわれるべきでないと

の考え方が含まれている」と解説している。<sup>(9)</sup> 一九六九年六月といえばいわゆる大学紛争の最中であるが、この基本原則の文章はその後の毎年の「実施要項」に継承され、共通一次テストが実施されるにいたった七九年度の実施要項でも変更されていないので一時的な転換ではなく、基本原則の抜本的な転換であったといわなくてはならない。

しかし、この基本原則の転換によつて大学入試制度の何が変わつたかを指摘することは必ずしも簡単ではない。(文部省の通達や解説も、この転換によつて何が変わつたかを明示的に指摘してはいない) 大学入試の「実施要項」は、ほとんど毎年のように小刻みな改正が行なわれており、この「昭和四五年度大学入学者選抜実施要項」においても一〇項目にのぼる改正があつた。しかし、これらの改正点には、一〇年後の眼でみれば、第4項に共通テストの前兆がふくまれているとみることもできるが、全体としては、基本原則の転換に直接に対応した改訂はふくまれていないようにおもわれる。

#### △補注▽

昭和四五年度実施要項における主な改正点は、つぎのとおりである。

1、募集要項の発表の期限を昭和四四年一二月二十五日と定めたこと。

2、学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法による場合の判定結果の発表の期限等を定めたこと。

3、大学の意向により出身学校長から提出される調査書を主な資料として判定する方法をとることができ、この方法による場合、面接を行ないまた小論文を課すことが望ましいとしたこと。

4、学力検査の一部または全部を二以上の大学が共同して行なうこともさしつかえないとしたこと。

5、学力検査実施科目のうち、学部学科の事情によつては、Bまたは乙の科目にかえてAまたは甲の科目を出題できるように改めたこと。

6、調査書等の提出書類の内容を確認し、または補うための方法として、面接を行ない、または小論文を課すことができることとしたこと。

#### 神奈川『教育』読者の会案内

とき 六月一四日(木)六時

ところ 県政総合センター3FB(横浜駅西口隣)

テーマ フタバ道徳教育について考える

報告者 岡田イチ子

☆学校事務問題研究会となっています。

事務局 横浜市港北区日吉二一25—23 細引まさ方

電話 ○四四一六三一八五六〇

7、学力検査を第一次試験と第二次試験とに分けて実施する場合の要件を改めるとともに、第一次試験または第二次試験にかえて調査書を主な資料として判定する方法によることがで

きること。

8、実施要項により実施しがたい事情がある場合の文部省への協議等の手続を段階的に明らかにしたこと。

9、能力開発研究所の事業の休止に伴い、能研テスト関係の部分を削除したこと。

10、国立大学について、大学の実情によつては、学生募集ができるない大学が生ずることもあることを備考として付したこと。

右のうち第3項は「昭和四五年度の実施要項における最大の改善事項である」とされている。『教育』一九六九年八月号の「教育月報」および『国民教育』第二号（六九年一月）の「教育問題日誌」は、ともに、この「昭和四五年度大学入学者選抜実施要項」の基礎となつた六九年六月九日の大学入学者選抜方法の改善に関する会議の答申につき、「かりに入試当日学生の妨害などで入試ができなくなつた場合、大学側の判断で、調査書だけで選抜できる」としたことを改正の特徴としている。

大学紛争の最中に出されたためにこのような解釈が生まれたとおもわれるが、文部省はこの第3項は調査書重視の意見を具体化したものであつて、「一部でいわれているように、紛争対策としてこの方法を採用したものではない」と明言している。あらかじめひとつの結論的なことをいえば、この大学入学者選

拔の基本原則の転換は、一面においては、六〇年に改訂された高校学習指導要領にみられる能力主義教育政策に対応して六六年度から実施された大学入試制度の特徴の追認という性格をもち、他面では以下に述べるよう、この六九年頃から始められた共通テストの導入をふくむ大学入試制度の抜本的改訂の性格を特徴づけているようにおもわれる。この大学入試制度の基本原則を変更した六九年六月の通達は、つきのように、大学入試制度の抜本的改革を示唆していたからである。

「[前略]文部省としては、大学入学者選抜方法の改善について努めてきましたが、最近各方面から抜本的な改善が必要であるという意見がいつそう強まってきたので、今後は漸進的な改善にとどまらず抜本的な改善に積極的に取組みたいと考えております。

しかしながら、入学者選抜方法の改善については、大学の自主的な調査研究と努力に待たなければならないことはもとよりであります。そこで、各大学におかれてもすでに改善について積極的努力されているところではあります、この際その努力をいっそう強化されるとともに改善に関する意見を文部省に寄せられるようお願いします」

右の引用の前段によれば、この六九年六月の段階で文部省は大学入試制度の抜本的改革を決意していたことがわかる。この決意の内容は間もなく、六九年一二月の中教審の大学入試合同小委員会の提案する共通テスト導入の構想等々を通して具体化しはじめ

る。翌七〇年一月一二日に発表された中教審第二六特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」は、大学入試制度改善の方向として、「中等教育の段階で、その本来の目的に応じた勉学に専念した者の学習成果が公正に評価され、選抜に合格することだけを目的とした特別な学習をしないでも、能力・適性に応じた高等教育機関に入学できるようにすることを目標として」、つきのような具体的な改革案をしめした（傍点は引用者）。

(1) 高等学校の調査書の改善とその選抜の基礎資料としての活用

(2) 高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法としての共通テストの開発と活用

△注▽  
(3) 選抜制度の改善をすすめる実際上の手続き

(1) 大田堯「青年期教育と大学入試問題」『国民教育』第三三号、一九七七年八月、八二頁。

- (2) 梶田毅一「国大協共通一次試験構想にひそむ問題点」『海外教育研究』第四集、一九七七年、四七頁。
- (3) 黒羽亮一『入学試験』一九七八年、日本経済新聞社、一〇九七一二九頁。
- (4) 横田義一「高校教育の展開」（一九七九年、大月書店）の「第七章 高校教育と大学入試制度」を参照。
- (5) 同上書「第四章 高校教育課程の性格の問題」を参照。
- (6) 安達健二『中等教育の基本問題』一九六三年、帝國地方行政学会、五五頁。

(7) 大学学術局大学課「昭和四十五年度大学入学者選抜について」『大学資料』第三四号、一九七〇年二月、四七頁。

(8) 黒羽一「前掲書、一一六頁。

- (9) 大学学術局大学課、前掲書、四九頁。
- (10) 同上誌、四六頁。

（名古屋大学、教科研究委員会）

# 刊教育の森

6月号発売中／定価450円

## 特集 子どもの見えない時代

（ワイヤードレポート）内申書とは何か

- 対談 戦後世代がつくる教育風土 小中陽太郎
- 現代の子ども状況……………高山英男 保坂武義
- ロック文化以後……………金坂健二 やあおげきですか（太安萬葉）井上ひさし
- 体罰を求める構造……………三橋修 鎌倉アカミア断章……………高瀬善夫
- 連載 子ども群衆……………吉岡たすく

毎月15日発売／発行・毎日新聞社